

地域の飼い主のいない猫活動について

ツイート

更新日：2023年06月16日

地域猫活動について

「地域猫」とは

特定の地域に住み着き、その地域に住む人たちの合意とルールの下で適切に管理されている猫のことを「地域猫」と呼んでいます。

「地域猫活動とは」

地域住民の理解を得た上で、住民やボランティア団体等が、地域に住み着いた野良猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のことです。

適切な管理とは、時間を決めたエサやりや残ったエサの片付け、トイレの設置や糞の後始末などについてルールを決めて行うことです。

埼玉県では、地域猫活動について具体的な取り組みやポイントをわかりやすく解説しています。また、実際の取り組み事例も紹介しています。

[「地域猫活動実績ガイドブック」\(埼玉県\) \(外部サイト\)](#)

さくらねこ無料不妊手術事業について

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR (Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動です。

[公益財団法人どうぶつ基金 \(外部サイト\)](#)

[どうぶつ基金チラシ \(PDFファイル: 5.2MB\)](#)

加須市では、公益財団法人どうぶつ基金が発行している無料不妊手術チケットの交付窓口となり、団体等へ配布しております。

飼い主のいない猫に対し、地域猫活動が行える方を主に申請対象としております。利用希望の方は「加須市さくらねこ無料不妊手術事業 (行政枠) 利用取扱要綱」や申請書の利用条件をご確認の上、申請をお願いします。

申請先: 本庁舎2階環境政策課 各総合支所地域振興課

注釈: チケットの利用は、どうぶつ基金の協力病院のみ可能です。(どうぶつ基金HP「協力病院一覧」をご確認ください)

注釈: チケット利用報告時、以下の4枚の写真が必要です。

1. 猫に餌を与えている、トイレの清掃をしている等地域猫活動の様子がわかる写真1枚
2. 手術実施前の猫の写真 (顔写真1枚・全体写真1枚)
3. 手術実施後の猫の顔写真1枚 (耳カットがわかるように)

[加須市さくらねこ無料不妊手術事業 \(行政枠\) 利用取扱要綱 \(PDFファイル: 117.3KB\)](#)

[さくらねこ無料不妊手術チケット申請書 \(Wordファイル: 17.9KB\)](#)

[さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書 \(Wordファイル: 17.9KB\)](#)



この記事に関するお問い合わせ先

環境安全部 環境政策課(本庁舎2階)

〒 347-8501

埼玉県加須市三保二丁目1番地1

電話番号：0480-62-1111(代表) ファックス番号：0480-62-1934

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。